## 白馬村の景観づくり

【白馬村景観計画の策定について】



白馬村 建設課

# 景観づくりの経緯

## ■景観づくりの経緯



平成16年の景観法制定以来の景観意識の高まりのなか、平成27年度に『観光先進国』への新たな国づくりに向けて「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定しました。

その計画によると<u>主要な観光地を有する自治体には、</u> 景観行政団体に移行してより高い地域性をもった景 観を育てることが求められています。

3

## ■景観づくりの経緯



## 平成17年

- ●長野県景観育成計画
- ●長野県景観条例

## 平成19年

●景観育成デザインマニュアル

## 平成25年

●長野県農村景観育成方針

## ■景観づくりの経緯



## 平成2年

●景観形成基本計画 の策定

## 平成 11年

- ●白馬村環境基本条例 の制定
- ●白馬村まちづくり環境色彩計画 の策定

## 平成14年

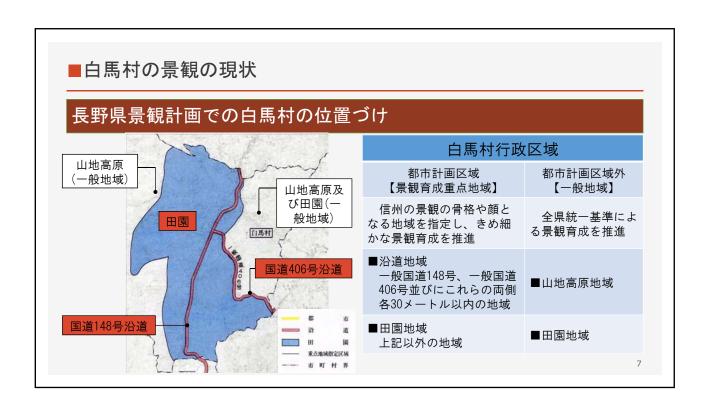
● 白馬のまちづくりマスタープラン の策定

## 平成30年

●白馬村景観計画基本方針 の作成

5

## 白馬村の景観の現状



#### ■白馬村の景観の現状 長野県景観計画の届出基準 行為の種類 重点地域 一般地域 高さ13mかつ床面積20㎡を超えるもの 高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの 建築物の新築、増築、改築、移転 建築物の外観を変更することとなる修繕、模 様替、色彩の変更 変更に係る面積が25㎡を超えるもの 変更に係る面積が400㎡を超えるもの プラント類、自動車車 高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの 高さ13mかつ築浩面積20㎡を超えるもの 庫、貯蔵·処理施設類 工作物の新築、増 築、改築、移転、 外観を変更するこ ととなる修繕、模 高さ8m超を超えるもの 高さ20mを超えるもの 電気供給施設 太陽電池モジュールの築造合計面積20㎡超 太陽電池モジュールの築造合計面積1000㎡超 様替、色彩の変更 高さ5mを超えるもの 高さ13mを超えるもの その他 土石の採取及び鉱物の掘採 面積3,000㎡を超えるもの又は当該行為により 面積300㎡超を超えかつ 都計法第4条第12項に規定する開発行為 生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超え 法面・擁壁の高さ1.5m超 土地の形質の変更 るもの (土石の採取及び鉱物の掘採を除く) 堆積の高さ3m又はその用に供される土地の面積 屋外における物件の堆積 面積100㎡を超えるもの

|      | 口向作          | すの景観の現状                       |                           |                        |                                   |  |
|------|--------------|-------------------------------|---------------------------|------------------------|-----------------------------------|--|
|      |              |                               |                           |                        |                                   |  |
|      |              |                               |                           |                        |                                   |  |
| 長    | <b>長野県</b> 景 | 景観計画での白                       | 馬村内の基準景                   | : <b>観育成基準</b> 1/      | /2                                |  |
|      | 県計画          | 景観育成重点地域                      |                           | 一般地域                   |                                   |  |
| 地域区分 |              | ①沿道                           | ②田園                       | 3田園                    | ④山地高原                             |  |
|      | 該当箇所         | 国道148・406号その両側30m             | 左記①を除いた都市計画区域             | 左記①②を除く農業地域            | その他の地域                            |  |
|      | 配道路後退置       | 出来るだけ後退し、道路側に空地を確             |                           | <b>全</b> 保             | 既存林を残せるよう10m以上後追                  |  |
|      |              | 大規模行為は、5m以上後退                 | 別荘団地内は原則10m以上後退           |                        | 以行体を残せるよう1011以上後返                 |  |
|      | 隣地後退         | できるだけ離し、ゆとりのある空間確保            |                           |                        |                                   |  |
|      | 建築物の高さ       | 北アルプスへの眺望を極力阻害し<br>ない         | 原則として周辺の樹木の高さまで           |                        | 原則として、周辺の樹木の高さ以<br>内又は調和するよう形態に配慮 |  |
| 7-1  | 形態・意匠        | 原則こう配屋根で適度な軒の出を有するものとし        |                           |                        |                                   |  |
| 建築   |              |                               |                           |                        | 伝統的な様式を持つ建築物は継承                   |  |
| 築物及び | 材料           | 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料、地域を印象づける素材 |                           | 印象づける素材                | 周辺景観と調和し、耐久性に優れ<br>た材料            |  |
| 5工作物 |              | 反射光のある素材を極力使用しない              | N.                        | 反射光のある素材を大部分に使用<br>しない | 反射光のある素材を極力使用しな<br>い              |  |
| TU   | 色彩等          | けばけばしい色彩とせず、使用する色数を少なく        |                           |                        |                                   |  |
|      |              | 照明は、設置場所周辺の環境に留<br>意する        | 緑、青、紫、桃、赤及び黄色系は<br>十分留意する |                        |                                   |  |
|      |              |                               | 十分留意する<br> <br>  京則避ける    |                        |                                   |  |

#### ■白馬村の景観の現状 長野県景観計画での白馬村内の基準景観育成基準 白馬村行政区域 地域地区 都市計画区域 都市計画区域外 一般地域 景観育成重点地域 県計画 地域区分 ③田園 ①沿道 ②田園 ④山地高原 該当箇所 国道148・406号その両側30m 左記①を除いた都市計画区域 左記①②を除く農業地域 その他の地域 道路等からできるだけ後退させるよう 配置 規模 形態・意匠 必要最小限の規模、周辺建築物の屋根の高さまで 必要最小限の規模 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料 ※特定外観意匠 反射光のある素材の使用は周辺に 充分配慮 反射光のある素材を極力使用しな 材料 反射光のある素材を極力使用しない 地域を印象づける素材 けばけばしい色彩とせず、使用する色数を少なく 緑、青、紫、桃、赤及び黄色系は 十分留意する 色彩等 動光は、原則避ける ※公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠

11

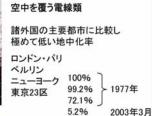
## ■なぜ景観計画をつくるのか

## 景観法が制定された背景 ①各地での景観の乱れ

高度成長が進む中、各地で景観の乱れが 進行しました。それに対して先進的な地方自 治体では、自主的な景観条例の制定等を通 じて取組に努めましたが、法律の後ろ盾がなく 強制力に限界がありました。

他方、国民の間に環境問題や生活の豊かさへの関心の高まりと併せ、景観形成に対する意識の向上が見られるようになり、国立マンション訴訟などをはじめとして景観に関する訴訟も増加しました。







場にそぐわない建築物の建設 平等院鳳凰堂(国宝・世界遺産) の借景となったマンション開発

参考:景観法アドバイザリーブック

## 景観法が制定された背景 ②行政法規に基づくルールの必要性

### 国立市マンション訴訟の概要

地域住民等が、国立市の通称「大学通り」に建築された地上14階建てマンション(高さ44m)の高さ20mを超える部分について、同マンションの建築業者に対し、その撤去等を求め、提起。 (同地域では並木の高さである約20mを超えない土地利用を70年以上に渡って実施)

最高裁は以下の判断を示した上で、原告の請求に係る上告を棄却。

良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益(景観利益)は、法律上保護に値すると解するのが相当

ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるには少なくとも

・その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反する

・公序良俗違反や権利の濫用に該当する

など、侵害行為の態様や程度の面において、社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められるところ、本件はこれに該当せず。



13

参考:景観法アドバイザリーブック

### ■なぜ景観計画をつくるのか 景観法とは ①景観法の必要性 今までの取組) ○ 自主条例を制定するなど、地方公共団体において取組みを行う。 今までの取組の限界 景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界 景観をめぐる訴訟の提起 ○ 地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分 「美しい国づくり政策大綱」 (平成15年7月国土交通省) 全国景観会議や景観形成推進協議会等による 「観光立国行動計画」 「『都市景観の日』中央行事2003年宣言」 (平成15年7月観光立国関係閣僚会議) 必要性 景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、 景観を整備・保全するための基本理念の明確化 国民・事業者・行政の責務の明確化 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設 ・ 景観形成のための支援措置の創設 等により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要 14 参者:景観法の概要

## 景観法とは ②景観法の特徴

- ■都市部だけでなく農村部、自然公園等も対象としている。
- ■地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決める ことができる。
- ■景観計画区域の変更命令等いざというときに強制力を発揮でき る措置を付与している。 ・・・・ (抜粋)

15

参考:景観法の概要

## ■なぜ景観計画をつくるのか

#### 良好な景観形成による効果 (地方公共団体向けアンケート調査)

景観を阻害する色彩が抑制された 落ち着きのある色彩の建物が増え街並みが整ってきた 住宅地の良好な景観の保全に貢献した 商業・業務地の良好な景観の形成に貢献した 道路など公共施設など魅力ある景観の創出が促進 ランドマークの山並みや建造物への眺望の保全に貢献 歴史的まちなみ景観の保全に寄与した 地域の個性を生かした観光地の景観の創出に貢献 景観的に重要な建造物や樹木の保全に寄与した



■既に効果が発現した □今後、効果の発現が見込まれる □効果は発現していない/今後も見込まれない ■無回答<sup>16</sup>

参考: H23景観形成の取り組みに関する調査より効果発現が上位の項目を抜粋

#### 良好な景観形成による効果 観光交流人口の増加 (事例)

#### 埼玉県川越市一蔵のまちなみ





S62に、商店街・専門家・研究者・行政からなる「町並み委員会」 を設立。H11に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定される など、「一番街商店街」が地域の歴史ある蔵を活かしたまちづく りを展開し、交流人口が大幅増。

川越市の交流人口 199万人(S59)→550万人(H18)

#### 滋賀県長浜市-黒壁スクエア





明治時代に建造され、「黒壁銀行」の名で親しまれた旧第百三十 銀行長浜支店の保存運動が発展し、新たにガラス文化の発信 基地として再生(H元オープン)

これを契機として、北国街道の伝統的なまちなみとガラス工芸が 組み合わされた総合文化産業ゾーンが形成。

長浜市の観光入込客数 200万人(H元)→670万人(H18)

17

参考:景観法アドバイザリーブック

## ■なぜ景観計画をつくるのか

#### 景観法の活用による効果 地方公共団体向けアンケート調査 20% 40% 60% 80% 100% 16. 8% 0. 3% 12. 5% 住民の地区に対する満足度(誇り、愛着)が高まった 70.4% 訪問者が増加した 7.2% 56.6% 35.9% 0.3% 53. 9% 36.8% 0. 3% 対外的なブランドイメージが高まった 8.0% 48.0% 0. 3% (観光)消費額が増加した 2.0% 49.7% 58. 2% 0. 3% 出店や旬出企業が増加した 3.0% 38.5% 人口が増加した(または下落に歯止めがかかった) 1. 6% 31.6% 66. 4% 0. 3% 地価が上昇した1. 0% 26.6% 72.0% 0. 4% 73. 4% 0. 3% 税収が増加した0.7% ■既に効果が発現した □今後、効果の発現が見込まれる ■効果は発現していない/今後も見込まれない ■無回答18 参考: H23景観形成の取り組みに関する調査より効果発現が上位の項目を抜粋

## 景観法の活用による効果 景観価値を喪失する危機への対応 (事例)

新発田市では、平成2年に新発田城 の前に高層マンションの建設計画が おき、建設計画に対して市民から反 対の声が上がりました。当時、市で は景観に関する条例等を持っていな かったため、確認申請が通り着工に まで至りましたが、事業者の都合に よって工事中止となり事なきを得ま した。平成16年にも同様な事態が生 じ、今後、このような事案が増えるこ とを危惧されたことから景観計画を 策定しました。



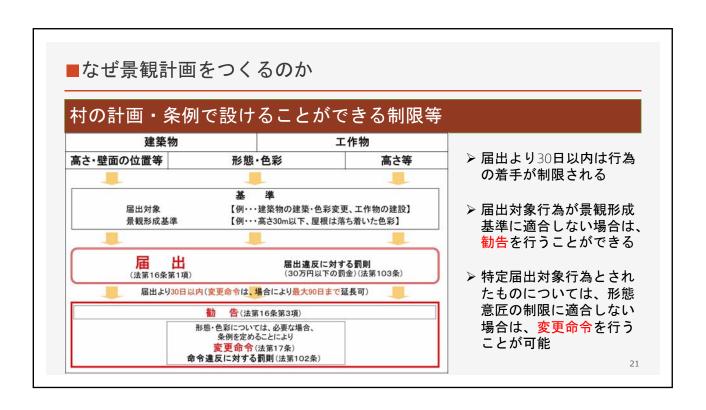
19

参考:景観法アドバイザリーブック

## ■なぜ景観計画をつくるのか

## 村独自の景観形成を進めることが可能となる

- ▶ 現在の白馬村は、長野県の景観育成計画にて広域的な観点からの 景観育成を進めています。
- ▶ 村計画を策定することによって、土地利用など景観上の特性に配慮した、きめ細かな白馬村独自の景観形成を進めることができます。
- ▶ 一定の行為に対して事前に届出を義務付けられ、行為着手への制限 と、景観面からの行為内容についてチェック機能が働きます。
- ▶ 村民が村の景観に対して、<a href="#">共通した価値観と認識を持つことができます。</a>



## 罰則等について

届出違反に対する罰則や、変更命令に従わなかった場合の罰金や原状回復命令、さらに原状回復命令に従わなかった場合の懲役または罰金などの罰則があります。

| 罰則の対象              | 罰則の内容             | 景観法                    |
|--------------------|-------------------|------------------------|
| 届出違反に対する罰則         | 30万円以下の罰金         | <b>法第</b> 103 <b>条</b> |
| 変更命令に従わなかった場合の罰則   | 50万円以下の罰金         | <b>法第</b> 102 <b>条</b> |
| 変更叩りに促わなかりに場合の割則   | 原状回復命令            | 法第17条第5項               |
|                    | 一年以下の懲役           | 法第101条                 |
| 原状回復命令に従わなかった場合の罰則 | または、<br>50万円以下の罰金 | 法第101条                 |
|                    |                   | 22                     |

\_\_

## より積極的に良好な景観育成を誘導していきたい場合には

- ■景観地区(都市計画法に基づく)
- ■景観協定(景観法に基づく)

まずは『景観計画』によって、緩やかな規制 をかけていくことからスタートし、村内全域で の景観づくりに取り組みましょう。

23

## 景観計画を策定するには

## ■白馬村景観計画を策定するには

## 白馬村景観計画策定委員会の役割

- → 景観計画を定めるには、まず、<u>白馬村が「景観行政団体」になる必要があります。</u>
  (景観行政団体とは「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいいます。)
- ▶「景観行政団体」になるためには、『白馬村景観計画の素案』などをもとに、長野県との協議を行わなければなりません。
- ▶ そのため、白馬村景観計画策定委員会では、白馬村が「景観行政団体」になるために必要な『白馬村景観計画の素案』を作成します。

### 長野県内の景観行政団体 国道147号·148号沿道 景観育成重点地域 **北信** 長野市、須坂市、飯山市、千曲市 高社山麓・千曲川下流域 暑観育成重地域 小布施町、山ノ内町、高山村 東信 上田市、佐久市、小諸市 中信 松本市、安曇野市 南信飯田市、諏訪市、伊那市、駒ケ根市 茅野市、下諏訪町、辰野町、箕輪町 飯島町、南箕輪村、宮田村、高森町 景観育成重点地域 富士見町 以上 24市町村(R2.4現在) 八ヶ岳山麓 【参考】全国景観行政団体数:759団体 暑観育成重点地域 都道府県42 政令市20 中核市58 その他の市町村 639団体(R2.3現在) ※ 山口県、愛媛県、大分県、宮崎県、および鹿児島 県は、県内全ての市区町村が景観行政団体に 移行済 景観行政団体で、長野県景観計画区域から除かれる区域

# 景観計画で定める内容

27

## ■景観計画素案の作成

## 景観計画で定める内容

| 定める事項                       | 内容の概要                        |             |
|-----------------------------|------------------------------|-------------|
| ①景観計画区域                     | ●景観計画を運用する範囲<br>→白馬村全域       | 必須事項        |
| ②良好な景観の形成に関する方針             | ●白馬村が目指すべき将来像など              | 努力事項        |
| ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項    | ●届出対象行為<br>●景観形成基準           | 必須事項        |
| ④景観重要建造物または景観重要樹木の<br>指定の方針 | ●良好な景観の形成に重要な建造<br>物や樹木の指定方針 | 対象がある<br>場合 |
| ⑤その他良好な景観の形成に必要な事項          | ●屋外広告物に関する行為の制限<br>に関する事項など  | 選択事項        |

# 施行までのスケジュール